

これまでの部会議論を踏まえた追加質問

《「作付面積」の集計方法について》

＜小針専門委員 1＞

- (1) 「作付面積」の具体的な集計方法について「現行」と「変更後」に分けて説明いただきたい。
- (2) 改めての確認となるが、現状において、農林業経営体に対しては「収穫量調査」において作付面積は調査項目となっており、今回の変更はその調査結果を「作付面積調査」の集計に活用する（集計の方法を変更する）ということで、調査項目（及び回答内容）についての変更はないという理解でよいのか。

《「収穫量」の集計方法について》

＜小針専門委員 2＞

収穫量の算出については、「単収」(10 アール当たり収量) × 「作付面積」が基本的な計算式であると認識している。全体の流れとともに、以下について説明いただきたい。

- (1) 現行の「単収」の計算方法について
- ※団体と経営体の調査結果をもとに、全体の単収を推計されていると理解しているが、その推計方法を説明いただきたい。
- (2) 収穫量の算出に用いる「作付面積」は作付面積調査の集計結果と理解してよいのか。
- ※作付面積調査の変更後は、その集計結果を算出に用いるという理解でよいのか。
- (3) 収穫量の算出方法自体は、変更後も変わらないと理解してよいのか。

《調査の変更に伴う集計結果の継続性について》

＜小針専門委員 3＞

報告者（調査対象）の変更や集計方法の変更がデータの継続性に与える影響について、どのように認識されているか。

＜樫部会長＞

各品目の収穫量が、「単位面積当たりの収量（単収）」に「作付面積」を乗じて求めているとするなら、各品目の収穫量における、作物統計調査（本体調査）と試行調査との差異には、「単収の変化」と「作付面積」の変化の二つの要因が含まれると考える。

については、今回、経営体の標本設計を見直すことにより、収穫量全体の変化の中で、単収の変化（影響）が、どの程度見込まれるのか。検証されているのであれば結果を教えてください。

《調査事項の変更について》

＜小西臨時委員 1＞

審査メモの別添 5 において、今回予定されている調査事項の追加の一覧が示され、別添 6 には、果樹の調査票の新旧対照表が例示されているが、今回の変更で予定されている調査事項（面積事項）の追加について、再度説明いただくとともに、経営体において、容易に作成が可能なのか、改めて御説明いただきたい。

《作付面積の記入可能性について》

＜小西臨時委員 2＞

審査メモの 14～15 ページに、試行調査（第 1 次・第 2 次）における回収率の状況が示されているが、農林水産省のホームページには、試行調査の結果として、以下のとおり、正回答率と誤回答率の集計も示されている。

●作物統計調査第 1 次試行調査

表 3 調査票項目の正回答率、誤回答率（茶、そば、飼料作物、みかん、野菜、花きの合計）

	正回答数 ^(注1) (経営体等)	正回答率 ^(注2) (%)	誤回答数 ^(注1) (経営体等)	誤回答率 ^(注2) (%)
本年の生産の状況について	1,405	100.0	0	0.0
来年以降の栽培予定について	1,405	100.0	0	0.0
作付(栽培)面積、結果樹面積、出荷量及び自家用等の量について	1,270	90.4	135	9.6
出荷先の割合について	1,395	99.3	10	0.7
作柄及び被害の状況について	1,291	98.7	17	1.3

注：1 正回答数とは正しく回答のできていた回答の数であり、誤回答数は記入漏れ等、疑義照会により回答の修正を行う必要があったものを集計した数である（以下同じ。）。

2 正回答率及び誤回答率は回収数に占める正回答数及び誤回答数の割合である（以下同じ。）。

●作物統計調査第 2 次試行調査

表 2 調査票項目の正回答率、誤回答率

	正回答数	正回答率	誤回答数	誤回答率
	経営体	%	経営体	%
本年の生産の状況について	2,689	89.2	324	10.8
来年以降の栽培予定について	2,683	89.0	330	11.0
作付(栽培)面積、結果樹面積、出荷量及び自家用等の量について	2,224	73.8	789	26.2
出荷先の割合について	2,379	86.5	372	13.5
作柄及び被害の状況について	2,517	90.3	271	9.7

注：1 「正回答数」とは正しく回答のできていた回答の数であり、「誤回答数」は記入漏れ等、疑義照会により回答の修正を行う必要があったものを集計した数である。

2 「正回答率」及び「誤回答率」は回収数に占める正回答数及び誤回答数の割合である。

(1) 第2次の方が、誤回答率が格段に大きくなっている理由は何か。

部会での説明では、第1次では、電話での督促も行ったとのことだが、民間事業者の対応の差異によるものなのか。それとも、第1次と第2次で調査対象（抽出された経営体）が違うからなのか。

その原因が明らかになれば、変更後の対応の参考になるのではないか。

(2) 第1次・第2次とも、「作付（栽培）面積、結果樹面積、出荷量及び自家用等の量」の誤回答率が、他の調査事項に比べ、格段に大きくなっている。これは、経営体が面積について自計で答えることが、一般的に難しいことのあらわれではないのか。

作付面積を集計するに当たり、最も重要な項目と考えられるところ、このような試行調査の結果を受けて、変更後において、どのような対応を考えているか。

《実施周期の変更について》

＜宇南山臨時委員＞ 【第1回部会の議論を踏まえた追加質問・再掲】

「母集団名簿の更新が十分に行えないとしても、作物ごとの主産県にほとんど変化がないため影響が少ない」旨の説明がなされましたが、説明のロジックが分からなかったので、改めて説明してください。